

平成23年「東北地方太平洋沖地震」により被災されたお客さまに対する ガス料金その他の特別措置(支払期日の延長の変更)について

この度の東北地方太平洋沖地震等により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、当社供給区域の一部である千葉県浦安市に災害救助法が適用されたことから、被災されたお客さまに対し、ガス料金その他について特別措置を講ずるために、3月25日に「供給約款等以外の供給条件」の認可を受けております。

本日、経済産業大臣に、3月25日に認可された供給条件のうち「支払期日の延長」を変更する「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、同日認可されました。

1. 適用対象

災害救助法適用地域（千葉県浦安市）において被災されたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用させていただきます。

2. 特別措置の内容

(1) 被災によりガスの使用が出来なくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成23年5月31日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

(2) 被災されたお客さまの支払期日について、平成23年2月検針分（支払期日※が3月11日以降となるもの）は4か月間、3月検針分は3か月間、4月検針分は2か月間、5月検針分は1か月間、それぞれ延長いたします。

※支払期日：検針日の翌日から30日目。ガス料金のお支払いが、支払期日を経過しても支払われない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274パーセント）を申し受けます。

(3) 被災日（平成23年3月11日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6か月間において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を申し受けません。

注) 下線部が変更部分になります

3. お問い合わせ先

京葉ガスお客さまコールセンター TEL. (松戸) 047-361-0211

受付時間/月曜日～土曜日 9:00～19:00

休業日/日曜日、祝日、年末年始※ 等 ※年末年始期間：12月30日～1月3日

